

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第四号
平成三十年三月一日発行（抜刷）

史料紹介

岩井田家資料 『年中行吏記草稿』（明治期）

濱 千代 早 由 美

岩井田家資料『年中行事記草稿』（明治期）

濱 千代 早 由 美

□ 要 旨

本稿では、伊勢市宇治館町の旧物忌家・岩井田家所蔵の資料（以下、「岩井田家資料」）の中から、『年中行事記草稿』について扱う。本資料は、『留守中心得雑記』（文久元年）と合綴され、はっきりした成立年代が不詳であるものの、その記述内容から、明治二十九年以降に記されたもので、岩井田家資料に含まれる年中行事記のうち最も新しいものと推察される。神宮改革後に記されたものであるため、『留守中心得雑記』に比べると、御師としての記述、神職家としての記述が薄くなっている。その一方、献立や膳の配置、用意するものの内容がより詳しくなり、図も多くなっている。また、新暦と旧暦の併用や、家族に関する行事（誕生祝い、正忌日）、明治維新後に行われるようになった祭日、改暦後の変更点についての記述等が出てくるのも特徴である。年中行事は、毎年、毎年、同じ時期に繰り返される一連の行事である。岩井田家資料に含まれる年中行事記には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意すべきもの、連絡すべき人、膳の配置、供物の供え方などが細かく記され、変更点はその都度追記される。そのため、欄外に膨大な追記がなされ、押し紙による修正や加筆が繰り返されている。記帳の方法は一見

煩雑に見えるが、岩井田家の人々の行動を規定する判断基準となっていた。何をどれだけ用意するのか、どのように用意するのか、どのような人や部署に年頭の挨拶に行くかなどが細かく記され、付き合い方の判断は、記録されたこれらの「先例」にならって行われた。何らかの変更をする場合は合理的な判断の元に行われ、変更もまた、追記されていた。したがって、これらの年中行事記の記述を通して、祭祀のあり方のみならず、社会構造について理解することも可能になるだろう。特に、『年中行事記草稿』は、明治期の年中行事の実際を知る上で興味深い資料である。

□ キーワード

年中行事、御師、社会構造、社会変動

一、岩井田家の年中行事記

伊勢市宇治館町の旧御師・岩井田家は、御師であるとともに、鎌倉時代以降、近世まで内宮大物忌父おほのひみろちを家職とした。明治四年(一八七二)の御師廃絶後は、何人かの御師とともに養蚕業をおこし、神宮皇學館の学生対象の下宿も営んだ。神宮改革以降も神宮との関係が途絶えたわけではなく、一六代尚行ひらゆき(天保一〇年四月一日～明治二九年四月一六日)は、再度神宮主典に任じられ、遷宮造営などにも関わり、後には権禰宜となっている。このため、岩井田家所蔵の資料群(以下、「岩井田家資料」^①)は、①御師活動、②御師廃絶後の殖産興業、下宿業(神宮皇學館の学生対象)、③神宮、④家乗に関する資料等、性格の異なる資料によって構成される。時代的には中世も含むが、近世から昭和一〇年代にかけてのものが中心である。本稿では、この資料に含まれる年中行事記について紹介するが、岩井田家の家庭内の行事のみにとどまらず、以上の要素について総合的に知ることのできる史料である。新政府の宗教政策の一環として神宮の制度改革が断行されたこと^②によって、旧来の祀職家や御師などが廃絶することとなり、宇治や山田の暮らしは大きく変わった。これらの史料は、明治維新をまたぐ時期に記されたものであり、宇治の町がむかえた変動期について理解する手掛かりとなる。

岩井田家資料には、『天保三年冬東行中留守居心得申被事 留守中心得之雜記』、『留守中心得雜記』、『年中行吏記草稿』の三篇の年中行事記が含まれている。^③このうち、本稿では、『年中行吏記草稿』について扱う。史料の状況としては、『年中行吏記草稿』の記述内容の方が新しい。そのため、各資料の記述内容について比較をする上での便宜上、まず、『留守中心得雜記』^④について、『皇學館大学研究開発推進センター紀要』第三号において紹介した。^⑤

本史料と合綴されている『留守中心得雜記』は、文久元年(一八六一)との記述があり、年代と記述内容から、岩井田尚行の代に実施していた年中行事とみることが出来る。非常に実務的なもので、家に関する儀礼はほとんどみられず、神職としての出仕記録(祝詞の準備、竈木の手配、服装等)、子良の饗応についての記述が多い。加筆の仕方から、何年かに渡って参照されていたことがうかがえる。天保三年のものより神宮の祭祀に関する記述は減ったものの、神職や御師同志の交際についての記述が厚くなっている。『留守中心得雜記』は、神宮での職務を遂行しつつ、地域社会で円滑な人間関係を築くための記録と言えよう。

一方、『年中行吏記草稿』は、御師としての記述、神職家としての記述が薄くなり、家族に関する行事(誕生祝い、命日)についての記述が散見される。『留守中心得雜記』が岩井田家の社会的側面についての史料であるならば、『年中行吏記草稿』は、明治期の宇治における一家庭という私的側面についての史料としての性格が強い。^④

二、『年中行吏記草稿』の特徴

成立年代について

『年中行吏記草稿』については、明確な年代等が記されていない。史料中に、尚行とその妻や母についての記述、尚行の「正忌日」についての記述が認められる。「十一月三日 本日天長節ノ処 尚行正忌日ニ付祝なし」とあることから、尚行が亡くなった明治二九年(一八九六)以降に、尚行の代に行っていた行事を中心にまとめられたものと考えられる。^⑤

岩井田家に関する年中行事記のうち、本史料のみが、明治期に記されたものである。新暦と旧暦の併用や、明治維新後に行われるようになった祭日、改暦後の変更点についての記述等が出てくるのも特徴である。改暦によって、旧暦のハレ

の日は廃止され、新たに国の祝祭日が制定された。五節句と盆の代わりに、明治六年（一八七三）一〇月一四日、新たに元始祭、新年宴会、孝明天皇祭、紀元節、神武天皇祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭が祝祭日となり、明治十一年（一八七八）からは、春と秋の皇霊祭が加わった。『年中行吏記草稿』では、このうち、天長節と新嘗祭についての記述がみられる。

家族に関する行事について

本史料の特徴として、「正忌日」の霊神祭、誕生日の祝いなど、家族に関する記述があることも挙げられる。霊神祭については、尚行と、文久二年（一八六二）六月一八日に亡くなった尚行母・信子のもので記述されている。正忌日を死後四九日のいわゆる四十九日とみるか、一周忌とみるかについては、信子の霊神祭の実施が七月一四日となっているので、これを新暦で実施したとすれば、「命日」と同様に考えられるだろう。尚行は、四月一六日に亡くなっているが、一月三日に「本日天長節ノ処 尚行正忌日ニ付祝なし」と記述されている。旧暦を新暦に換算した上で、何らかの周期で霊祭を行っていたようである。

また、個人の誕生日を祝う記述があることにも注目したい。誕生日が祝われているのは、「尚行」、「政太郎」、「昌光」、「こま」の四名である。

まず、「尚行」とは当時の岩井田家当主である。生まれた日は「天保一〇年四月一八日」と記されているが、生まれた時は旧暦が使用されていたため、新暦に換算して五月三〇日に祝いをを行っている。

「政太郎」とは、孫福弘宇が後見人となり、親戚関係にあった内宮の旧御師家・孫福家から養子に迎えられた人物である。⁶ 政太郎は、改暦後の明治八年（一八七五）三月二七日生まれであるため、新暦三月二七日に祝いが行われている。この人物は、岩井田家資料の書簡類から推察すると、明治一四年（一八八一）頃から明治二三年（一八九〇）頃まで岩井田家で養子となり、岩井田政太郎を名乗っていた

人物のようである。岩井田家資料に、明治一四（一八八一）年頃に岩井田を名乗っている書簡、明治二三年（一八九〇）の年末に離縁したことを尋常小学校に届けた「異動届」等が残っている。明治二三年の年末に岩井田家の戸主を辞し、実家である孫福家に復籍しているが、岩井田姓を名乗っていた間は、誕生日の祝いが行われていた。

六月二一日生まれの「昌光」という人物についても誕生日を祝っている。この人物については、岩井田家の誰かの幼名であった可能性もあるが、はっきりしたことが分からない。⁷

「こま」は、駒子と記されることもあるが、尚行の継室である。天保一五年（一八四四）八月一四日生まれで、大正元年（一九一三）一月一六日に八三歳でなくなっている。この場合も、生まれた時は旧暦が使用されていたため、新暦に換算して、九月八日に祝いをしたと記されている。

尚行氏に実子はなく、尚行の姉はすでに嫁ぎ、兄弟は早くに亡くなっているの⁸で、詳細が不明な昌光を除くと、尚行、こま、政太郎が岩井田家の「家族」だった。岩井田家では、明治二〇年代から家族の誕生日を祝うという習慣があったということになる。

誕生日等の満年齢に関わる儀礼は、貴人の誕生日を祝うという例はあったものの、日本の民俗の中には、初誕生の祝いを除いて、誕生日を特別な日として祝う風習はなかったというのが通説であった。近年の研究によって、誕生日をもつて加齢するというとは別に、近世には下級武士や庶民の間でも誕生日が祝われていたことが指摘されている。⁹

誕生日を祝うためには、個人の出生日が限定される必要がある。そのためには、生年月日を記した身分登録簿の有無の影響は大きかったと考えられる。壬申戸籍が明治元年（一八六八）に公布され、明治五年（一八七二）に施行されて以降、

出生や死去等の届けが義務化されると、生年月日が限定されることになり、誕生日をもって加齢するということが一般的になった。岩井田家の場合、これ以前に生まれた家族に対しても誕生日を祝っている。したがって、戸籍制度の有無が誕生日を祝うことの前提とは言えない。

昭和二五年(一九五〇)に年齢を満年齢で数えるとする法改正(「年齢のとなえかたに関する法律」)があり、満年齢で数えるようになった。出生日が特定されていた岩井田家でも、年齢は数え年で数えていたようであり、本史料の誕生日の祝い、どのような意味を持って行われていたかは判断できない。

岩井田家資料は未だ調査・研究の途上にあり、本稿で紹介した史料のみで断言することは出来ないが、宇治の町がむかえた変動期に、神宮に深く関わった人々が、どのように近代を迎え、どのような暮らしを営んできたのかについて知る手がかりとなることは確かだろう。

附記一 本稿は、平成二六年度～平成二八年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C)(一般))「伊勢神宮の御師廃止と参宮者の関係性再構築に関する調査研究」 課題番号二六三七〇〇七二 代表者・櫻井治男)による研究成果の一部である。

附記二 史料の翻刻にあたっては、故櫻井勝之進氏、ならびに櫻井治男氏より、大いなるご教示をいただいた。

附記三 現御当主である岩井田尚正氏には、多大なるご理解とご協力を得て、調査を継続させていただいたことに感謝申し上げます。

注

(1) 岩井田家資料のうち、四三四点が昭和四〇年(一九六五)に神宮文庫に寄贈され、西川順土によって整理された。その残余の部分について、筆者を含むグループが『伊勢市史・民俗篇』の編さん事業(平成一三年度～平成二〇年度、財団法人福武学術文化振興財団助成(平成二二年度、篠田学術振興基金助成(平成二六年度～平成二八年度)、科学研究費助成事業(平成二三年度～平成二五年度、平成二六年度～平成二八年度)等の資金を得て、調査を継続した。本研究は、平成二六年度～平成二八年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C)(一般))「伊勢神宮の御師廃止と参宮者の関係性再構築に関する調査研究」 課題番号二六三七〇〇七二 代表者・櫻井治男)による研究成果の一部である。

(2) 岩井田家に関する年中行事記の概要については、すでに拙稿にて総括した(濱千代 平成二九年)。それぞれ成立年代が異なるとともに、記述の立場についても異なり、御師、物忌、宇治の地域社会における一家庭の立場から記されている。なお、史料の成立年代については、注(5)にて修正を加えているので、参照されたい。この三篇のほか、『内宮子良年中諸格雑事記』寛保元年(一七四二)があり、『増補大神宮叢書十四 神宮年中行事大成 後篇』(神宮司庁編、昭和一四年)に翻刻が収められている。(吉川弘文館、平成二〇年所収)。

(3) 濱千代 平成二九年。

(4) 拙稿(濱千代 平成二五年)において、『留守中心得雑記』、『年中行事記草稿』、『内宮子良年中諸格雑事記』の記述内容のうち、岩井田家の家庭内の年中行事のみに注目し、神主家がどのような近代を迎えたのかについて分析した。これら三篇の記録は、それぞれ記述方針に違いがあり、宇治の暮らしは、これらの年中行事記に記された行事、すなわち、神宮に関する年中行事、御師としての年中行事、宇治の民俗としての年中行事、個々の家の年中行事がそれぞれ行われることによって、総合的に成立するものである。

(5) 拙稿(濱千代 平成二五年および平成二九年)においては、養子・政太郎に関する関連資料を手がかりとして、本史料の成立年代を、明治一四年から明治二三年頃までと考えてきたが、この度、史料を精読し、尚行正忌日の扱いについて明確になった

め、本史料は、尚行の死後、すなわち明治二九年以降に成立したとするのが妥当であると判断した。ただし、記述されている行事とその実施方法については、尚行存命中に行われていたものと考えられる。

(6) 岩井田家と旧御師家の姻戚関係や、宇治における付き合いについては、拙稿(濱千代 平成二八年)も参照されたい。

(7) 明治二八年(一八九五)の昌光宛の書簡が残っており、孫福、龍、横地、春木といった御師らがこの人物に関わっていたことがうかがえる。

(8) 明治期の变化として、天皇誕生日を祝う天長節が復活し、祭日として盛大に祝われるようになったことが挙げられる(和田 昭和五年)。「続日本紀」には、奈良時代に光仁天皇の誕生日が祝われている記録があるが、奈良朝以降、平安、鎌倉期に祝われた形跡はほとんどない。室町時代以後奈良天皇、正親町天皇の誕生日が祝われたが、小宴であり、さほど盛大ではなかった(小川 昭和六三年)。

(9) 鶴澤(平成八年)等。

参考文献

- 伊勢市『伊勢市史 第八巻 民俗篇』伊勢市、平成二一年
- 岩井田家所蔵資料調査チーム岩井田家未公開資料特別展図録編集WG編『平成二三(二)五年度文部科学省科学研究費・基盤研究(C)一般(課題番号二三三二〇〇八八)「近代の伊勢神宮改革と御師制度廃止に伴う伊勢信仰の相克に関する基礎的研究」成果報告 岩井田家未公開資料特別展 館町の御師』、平成二六年
- 鶴澤由美「近世における誕生日 將軍から庶民まで そのあり方と意識」『国立歴史民俗博物館研究報告』一四一、平成八年
- 宇治山田市編『宇治山田市史』宇治山田市役所、昭和四年
- 小川了「伝統的子供文化の再生Ⅱ誕生日」井上忠司編『現代日本文化における伝統と変容』四 都市のフォークロア』ドメス出版、昭和六三年
- 皇學館大学史料編纂所編『神宮御師資料内宮篇』皇學館大学出版部、昭和五五年
- 神宮司庁編『増補大神宮叢書十四 神宮年中行事大成 後篇』昭和一四年(吉川弘文館、平成二〇年)

岩井田家資料『年中行事記草稿』(明治期)(濱千代)

濱千代早由美「明治維新前後の神宮神職家のイエ儀礼」『明治聖徳記念学会紀要』五〇号、平成二五年

濱千代早由美「幕末期の伊勢・宇治における御師家の縁組みにみるケガレ観」『廉引取之引留』をめぐって』『女性と経験』第四一号、平成二八年

濱千代早由美「岩井田家資料『留主中心得雜記』文久元年(一八六一)」『皇學館大学研究開発推進センター紀要』三三号、平成二九年

和田英松「誕生日の祝」『誕生日の祝・冠礼の変遷・食膳史 婚姻に関する法規風俗・玩具と民俗』雄山閣、昭和五年

(はまちよ さゆみ・帝塚山大学非常勤講師)

【史料翻刻『年中行事記草稿』】

凡例

- 一、岩井田家所蔵にかかる『年中行事記草稿』、次いで『文久元年辛酉冬 留主中心得雜記』の順に合綴されている史料(ともに、半紙二ツ折袋綴)のうち、『年中行事記草稿』の翻刻である。
- 一、翻刻にあたっては、原文に忠実にあるようつとめたが、旧字体、異体字は通行の文字に改めた。また、字配りも、印刷の都合上、原文通りでない場合がある。
- 一、挟み込まれた頁については、で囲んだうえで、なるべく現状に即した位置に挿入した。
- 一、本文中の図については、略したものもあるが、特徴的なものについては、部分的に挿入し、それぞれ注記事項を記した。(図については、原寸ではない。)

〔表紙〕

年中行吏記草稿

一月一日朝神供^并祝飯

かんの物と云

大国 もち あられ
夷子 いも 小角切

十二膳

神折敷へ直二盛
但し 老膳二式所ツ、盛

菜

但し 味噌煮

一 竈神 同上

壺せん

神折敷へ直二盛
但し 三ヶ所二盛

一 祖神 同 外 神酒

壺せん

八寸折敷二供ル小土器二盛
但し 餅 三盛
神酒 三盛 箸ヲ添
田作 三盛

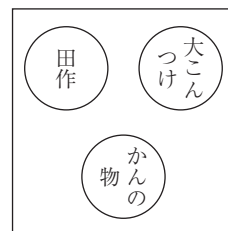
高膳ニ而据ル

家内分



〔朱書〕

神宮御初穂金式銭 近来如此



かんの物 いも 神餅ノ直会也
小丸もち 輪切

土器 田作 式 大こん漬式切

同日夕神供

膳 田作 飯 白めし 神酒
大こん

右備之様今朝の如し 但し竈神へハ鱈酒なし

大国夷子ハ酒なし 祖神 巳の神 から神等ハ飯高盛也

家内祝 鱈同前 焼物いわし

汁ミそ汁等也

同夜 燈明

諸神 十二 栗ノ板ニ式行六ツツ、備也

大国夷子 式台二居ル

祖神 式同

金神

方□ 同 同

宝神

己の神 同上 同上

壺せん

神折敷ニ盛 小土器ニ盛
但し 餅壺盛

酒 壺盛 箸添

田作 七ツ盛

金神 式同

巳の神合ル餅

せつみん 式ヶ所 壺ツ、はふ神折敷ニ据ル

同二日 朝かんの物 昨日之如シ

同夕 昨日之如シ 但し こばち鱈

焼物 魚あら也

同夜 燈明 昨日如シ

同三日 朝かんの物 昨日之如シ

同夕 祝 昨日之如シ 但し 柿なます

焼物 なし 煮込平器也

平 にんしん

大こん

いも

こんにやく

ごぼう

同夜 燈明 昨日之如シ

同六日夕 神供及祝飯 前々之通り 但し

鱈ハ平鰹也 焼物干鰯也

本日今大黒夷子四膳ツ、可備也

同夜 燈明前之通り

同七日朝神供

菜粥 粥柱餅

但しあられ

神酒

〈朱書〉

田作

右備之様二日の如し

家内祝飯

菜粥 土器 田作哉

汁 大こん

醤油汁 小皿 こふの物式切

はち く と云

但し右菜及なづな等 前日年男持参スル事

同日夕 門飾取払候事 年男勤仕

但し古来ハ十四日夕取計候処 当今ハ今夕取払候事 且又古来ハ今夕祝飯有之

〈朱書〉十四日夕ナリシ故祝飯アリ今モ十四日夕ハ祝アリ

近來無之ニ付かつのこ煮等候計

男へ酒出ス

同十四日夕神供祝飯如六日

同夜 燈明 前々之通也

十五日朝 神供 小豆粥也 供へ方七日の如シ

家内祝小豆粥 粥柱家内節餅ヲ用ゆ

はち く 等七日の如し

同廿日 かん餅祝 但し 竈神 節餅ヲ用ユ

本日神供無之家内計祝也

一 神宮初穂料 金貳銭 近來如此

一 万歳 セち餅也 金壺ふ式奴

古来ハ米壺升 相調也

一 同お初穂上半年廿五銭 下半年廿五銭

古来ハ正月なしの方也

一年男料 金壹円遣ス事

二月一日 従来鯉節神酒出ル毎月一日如此

三月二十七日 政太郎誕生日

明治八年
三月二十七日

諸神供進如常

小豆めし 神酒 鱈也

産靈神供物

丸握り飯 三ツ

但し土器なし

丸石 三ツ

神折敷ニ直ニ盛ナリ

鱈 三ツ

右政太郎離縁候后二而酒候処供進品等ハ他ノ誕生日同様^{二而}比例之為メ残シ置

旧四月初申日 氏神祭

用意品

白米五升 玄米五升 小豆壹升

大根壹把 生魚壹尾 神酒二合

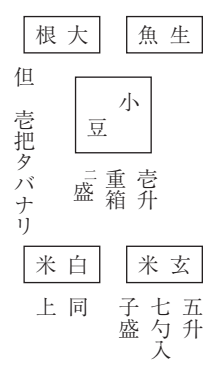
但鯛か鱈也

洗米貳合 塩半合 削鯉節

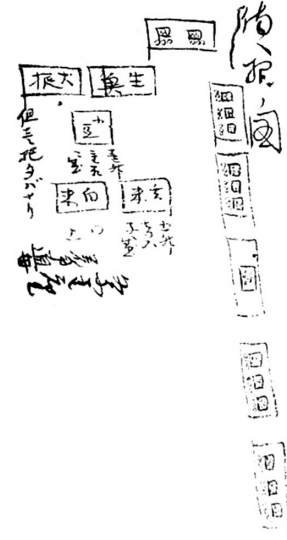
備へ様ノ図

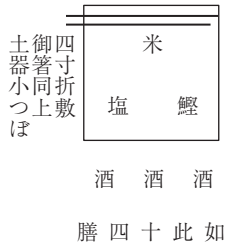
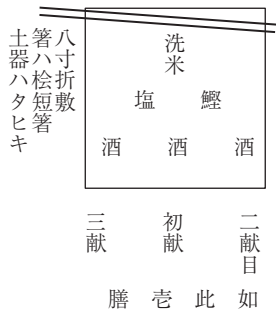
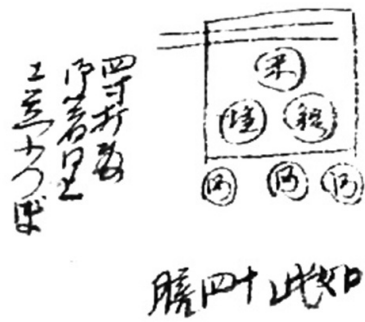
床

床



神酒由鯉
節出湯



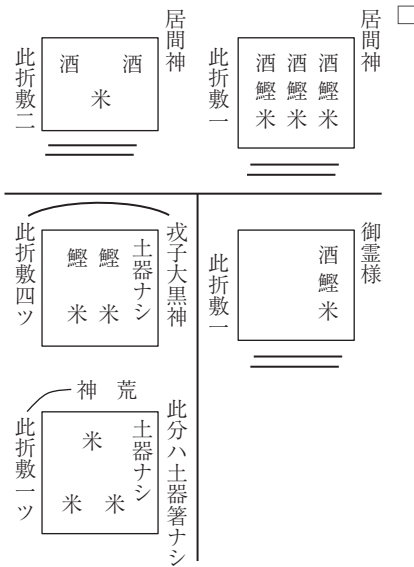
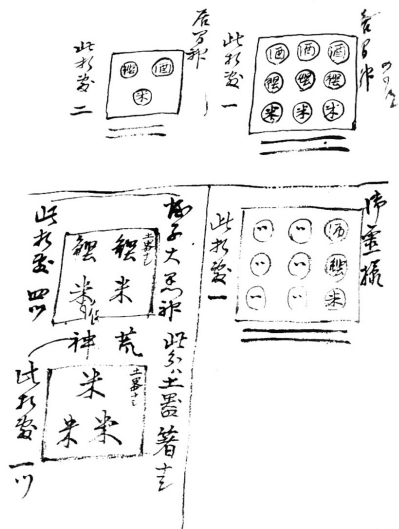


八寸折敷ニはたひき土器ニ盛備ル事壹膳、四寸折敷小つば土器ニ備ル事拾四膳也、先ツ敷設ヲ設ケ其上ニ案ヲ居フ、南面五脚東面壹脚也、此五脚ノ中央ノ案ニ八寸折敷ノ分

壹膳ヲ供フ是高祖ノ分也、左右四脚ニ四寸折敷三膳ツ、合拾貳膳供フ是代々祖神ノ料也、東面ノ壹脚ニ四寸折敷貳膳供フ是又母ノ料也、又西南隅ニ生魚、大根、米等圓ノ如ク供フ、皆敷設ヲ敷ク、供ヘ終リ初献ハ拜八平手ニ献奉拜手壹端、三献同上、終テ中央ノ御膳ヲ下ケ祭主直会ス

但し別膳ニ終而徹ス
移ス事

同日諸神へ洗米削鯉節神酒等備ル



同日祝飯

小豆めし 汁

鱈 鯉ふし 魚
大こん 焼物

右小豆、米、焼物其外汁の身迄今日之直会ニ用ユ、仍^而神^くハ備ル事なし
洗米神酒ヲ以前書之如ク備ル而已

一 五月三十日 尚行誕生日 天保十年 四月十八日

神供祝飯三月廿七日之如シ

一 六月十七日 月次祭ニ付祝飯白めし神供如常

一 六月廿一日 昌光誕生日 五月卅日ノ如シ

一 七月七日 井戸替

家来三人^{年男ヲ除ク}

〈朱書〉

去年旧七月七日

伊平清吉郎

庄兵衛

常汁

ヒルにうめん

干魚 酒

菜

魚一切

なすひ

酒

井戸神供之物

鯉ふし 一本

神酒 一盛

洗米 一盛

神ノ折敷二盛

近來料拾貳錢五厘ツ、

遣ス古來ハ無料ノ処六錢

式リ五毛遣シ又

近來十貳錢五厘遣ス也

〈朱書〉五十錢ト改ム 十七八年比合十錢ナリ

朝飯夕飯見計 廿七年

廿錢ツ、

遣ス

中飯煮鱈飴

素酒

茄子

筍 酒出ス

十錢も遣也

十九年旧七月七日 本日庄兵衛忌中ニ付

年男利助ヲかく召人也

一 七月十四日尚行母正忌日

靈神祭

水

酒

酒

酒

酒

塩

草菜 餅

干魚 餅

海藻 餅

野草 飯

生魚 飯

木菜 飯

箸

外ニ海老鮑ノ類ニ一品

適宜備ル事

臨時祭ニハ魚貳種菜貳種ヲ増加ス

本日墓參相勤ル

榊八年男へ申入兼日用意ス

一 旧八月廿一日 当町水神祭

当日酒壹升 若者へ遣ス

翌日御備物分配ノ節 壹匁五厘初穂遣ス

〈朱書〉

十七年

十七年九月四日

旧七月十五日

酒一升代 廿錢

也

也

十七年九 月初穂壹錢遣ス

也

也

十八年八月二十四日旧七月十五日也

酒一升代廿錢遣ス

一 旧八月一日粟餅備ル

十九年□月十五日八月十四日也□計
悪疫流行侍後ニ付真ノ祭祀□也
御備か□節十二割置ク

十九年も 祖神 十七年旧八月一日祖神計備ル盛ハ大国

計備ル 竈神 居間ノ神共備ヘ可尤事

廿二年 諸神

〈朱書〉旧例ハ如斯

諸神備ル也

一 旧八月十五日 鏡餅も月輪二備ル

古来芋団子ヲ備ルニ而近年赤いもたんこを備ル廿五六比

一 九月八日 駒誕生日 神供祝飯 三月廿七日ノ如シ

天保十五年八月十四日也

一 十月十七日 新米神供^并 祝飯如常

一 旧十月二十日 夷子講

掛鯛一掛 夷子棚ニ備ル

但古来祝飯アリ当時ナシ

一 同十一月 初申日 氏神祭四月ノ如シ

一 十一月三日 本日天長節ノ処 尚行正忌日ニ付祝なし

一 同日 霊祭如七月

一 旧十一月七日 山神備物

小豆めし 素盛也

海老押割半尾

右館町山神へ備ル

宅神供進 家内祝飯如常

一 十一月廿三日 新嘗祭 神供祝飯如常

但し折敷ヲ用ユ

一 十二月十三日 煤取

年男 一人

御家来 三人

女 一人

料十九錢五分ツ、

料 不定

遣ス

一 十六日 朔日古来小豆めし 当時なし

尤子ノ

朔日ト云

○朝飯

田作代也

菜粥 粥

□□

削鯉^{朱書}

改曆後田作

□ル□也

神供備へ様

祝飯 一月七日ノ如シ

本日高膳用ユ

昼汁

〈朱書〉

にしめ

いも

古来ハ魚一切大こんノ粕汁也

茶漬

たこ

常時飯不調改曆後粕ノ調ヒ□ル故也

大国夷子

大こんか

常の如く

こん丹やく

四せん也

夕飯

煮魚

汁

古□ハ汁鱈さは鱈也

鱈

〈朱書〉近来相改メ

諸神ニ備ヘ

諸神

□□

六年備へなし

□年分改めて□□

酢かき位二而酒吞ス事

【挟み込み】

〈朱書〉□□神折敷ノ裏ニ認□□へし

神餅	貳百五	大
俵共	三切	九升
荒神	壹	小
小豆入	神餅	壹切
上節	□	大
□	□	壹切
□	□	三升
家内	大小メ	大
親類	十	壹切
家来	メ	大
万歳分	十	三升
当日心料	四切	壹斗
雑煮	三切	五升
あられ等	三切	五升
粟餅	壹切	貳升五合
等ノト	壹切	貳升五合
切玉	壹切	貳升五合

【挟み込み】

鏡餅	貳三重	俵貳	荒神大一
家内	三	□□大一	親類十
			横地 大下
			酒田 磯辺館
			井面 貳匁以上
家来	九	久兵衛次郎伊平常	
		右式匁ツ、取酒□	
	□□□六	新助 □□□□ おとこ	
		同所 万歳 各一匁ツ、	
右の用	米三斗	外ニ食用おし餅壹斗	
	小豆一升	豆三合 □壹斗	
	粟壹升	青のり一包 さとう五斤	
万□休	八羽佐八河原	坂田□□ 世木寺	

一 十二月十七日 月次祭祀飯^白飯如常
 一 十二月廿五日 餅搗 当日□飯神供無之

餅米	三升	年男	一人	朝しらめし
小豆	一升	御家来	四人	ひるもち
あわ	一升	年男女	一人	にしめ
さとう	一升	夕さけ		大こん□□
□	一升	雇女	一人	魚煮付
豆類	一升	□□		干魚かつのこ
青のり	一匁			

御初穂人錢 四錢
 式十八年 供料

